

羽村市における東京都主任介護支援専門員研修受講者推薦基準

1 目的

地域において介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、適切な指導・助言を行うことができ、また、地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整や、さらに事業所における人事・経営管理、利用者の視点にたつてフォーマルサービスやインフォーマルサービスの質・量を確保し、改善していくような提案などを行うことができる者を推薦するための基準について以下のとおり定める。

2 推薦基準

下記（１）必須要件及び（２）推奨要件に該当した上で、総合的な活動状況等が推薦に該当すると市が認めた者を都へ推薦する。

（１）必須要件

①事業所の要件（事業所の適格性の確認）

- （ア）事業所の実地調査（都、保険者の実地指導等）の結果に特に問題がなく、指導等が終結していること。
- （イ）集団指導に参加していること。

②受講を希望する介護支援専門員の要件

- （ア）地域包括支援センター等が主催する研修会、事例検討会、ネットワーク作りのための情報交換会、地域連携会議等に参加する等、積極的に参加していること。
- （イ）当該研修終了後、最低１年間は、引き続き羽村市内で働く予定があること。

（２）推奨要件

- ① 羽村市の介護サービス事業者連絡会等に参加し、会議や研修会等へ積極的に出席していること。
- ② 当該連絡会等の役員（幹事）として、事業の企画、運営に携わった実績があること。
- ③ 勤務する事業所において、一定以上の実務経験年数があり、かつ指導的な立場（役職）にあること。

3 選考（審査）

審査は、提出書類、面接等により、推薦を受けようとする者の考え方や資質等を十分に確認した上で、都へ推薦する。

4 推薦順位

推薦者は以下に掲げる基準及び順位により、決定するものとする。

- (1) 申込締切時点において、主任介護支援専門員が在籍していない居宅介護支援事業所に在籍する者及び市内地域包括支援センターに主任介護支援専門員として配置されることが予定されている者を推薦順位上位とする。
- (2) 「2 推薦基準（2）推奨要件①から③」において、該当する項目の多い者を推薦順位上位とする。
- (3) 常勤の介護支援専門員として従事した期間が長い者を推薦順位上位とする。

5 研修修了後の協力

推薦を受けようとする者及び事業所は、羽村市の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員研修を修了し、名簿登録された場合は以下の協力を行うこととし、別紙の同意書を提出する。

- (1) 羽村市が行う事業に派遣依頼があった場合は協力をすること。
- (2) 羽村市及び地域包括支援センター等からの支援困難事例の受け入れに積極的に取り組むこと。
- (3) 地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言などの役割を担うこと。（研修修了者の名簿を羽村市の居宅介護支援事業所に周知します。）
- (4) 勤務先の変更・退職時には、羽村市の主任介護支援専門員担当まで、その旨を連絡すること。

6 情報の非開示

この基準による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都福祉保健局に提出する場合その他条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

付則 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付則 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付則 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

付則 この基準は、平成30年6月11日から施行する。